

平成29年宇治田原町議会運営委員会

平成29年5月30日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成29年第2回(6月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③再開日について
- ④常任委員会の日程について
- ⑤予算特別委員会の日程について
- ⑥提出議案について
- ⑦任命同意に係る所信聴取について
- ⑧議事日程(第1号)について
- ⑨請願等について
- ⑩行政諸報告について
- ⑪その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長 田 中 雅 和 君

総務部長 久野村 観光 君  
企画財政課長 奥谷 明 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村山 和 弘 君  
庶務係長 岡崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方には大変、宇治田原町、忙しい中でのございますけれどもご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成29年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

新緑の初夏を感じる季節となつてまいりました。新茶につきましては、4月の低温から収穫が若干おくらしているものの、良質の新茶が順調に収穫されていると聞いているところでございます。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力いただいております。厚くお礼を申し上げます。

今週のさきの日曜日の28日には、多くの区で春のクリーンキャンペーンごみゼロ運動が実施されまして、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

6月に入ると梅雨を迎える時期となつてまいります。町内危険箇所の防災パトロールにつきましては、来週6日火曜日に実施を予定しているところでございます。

本日は、公私ともにお忙しいところ、松本委員長、谷口副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。来週8日に開会させていただきます平成29年第2回6月定例会におきましては、予算関係として一般会計補正予算1件、条例関係として町税条例の一部改正等3件、また人事関係として農業委員会委員14名の方の任命にかかわるものとして14件、合計18議案、そして報告案件として、一般会計等の繰越明許費繰越計算書3件をお願いするところでございます。後ほど議案等の概要を説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、平成29年第2回定例会についてを議題といたします。

①署名議員について、事務局からお願いをいたします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今議会につきましては、4番、馬場哉議員、8番、藤本英樹議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

今ございましたように、馬場議員と、それから藤本議員ということでお願いしたいと思っております。

②会期についてでございます。

会期については、6月8日から6月22日までの15日間といたします。

③再開日でございます。

13日火曜日午前10時、一般質問、14日午前10時、一般質問でございます。予備日としてとっております。22日木曜日午前10時、閉会予定でございますけれども、こういう予定でございます。

④常任委員会の日程についてでございますが、15日木曜日午前10時から総務建設常任委員会、そして16日金曜日午前10時、文教厚生常任委員会でございます。

⑤予算特別委員会の日程についてでございますが、19日月曜日午前10時からということでございます。

この日程でご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

異議なしと認め、この日程で決定をします。

⑥でございます。今、ご挨拶にもございましたけれども、当局より議案説明をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（田中雅和） 一番上に提出議案の一覧表があると思います。議案第31号から48号、それから報告案件3件ということです。一番下に書いておりますように予算関係1件、条例関係3件、人事案件14件と報告3件ということでございます。

それでは、順次議案の説明をさせていただきます。

議案第31号はその次に置いていると思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第31号の第1条に書いておりますように、8,961万2,000円を追加させていただきますと、合計金額47億2,461万2,000円とさせていただきます、こういうふうを考えているところでございます。

概要につきましては、その次に横表の1枚物を置かせてもらっていますので、これと、

それからもう一つ、補正予算の主要事項調書、この2つをもって説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まず、横表のほうの1番ですけれども、企画財政課、地域福祉振興基金積立ということでございます。これは、当初ゼロでございましたが、今回3万円の予算を計上させていただいております。これは、中身につきましては寄附でございまして、中学校の卒業生の方が昭和24年維孝館中学校卒業生一同ということで寄附をいただきました。3万円の寄附をいただきまして、その寄附につきましては地域福祉の基金のほうに積み立てさせていただきます。その結果、3万円いただきますと結果的には1,086万7,000円というふうな金額になります。この基金につきましては、障がい者小規模通所授産施設の助成金、それと障がい者ケアホーム施設整備の助成金ということで、今年度におきましても217万円を計上させていただいているところでございます。こういったところに使わせていただいております。

それから、2番目です。これにつきましては公共交通利用推進整備事業ということで、当初486万6,000円だったのを114万円補正をお願いしておりまして、600万6,000円になるということでございます。これにつきましては、あわせて主要事項調書、この紙でございますけれども、これをあわせて見ていただけますでしょうか。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。

ここに補正金額、先ほど言いました114万円を計上させていただいているところでございまして、中身につきましては、この表の中のまず下のほうになるんですけれども、黒い四角のところに入るんですけれども、114万につきましては町営バスということで、今後、8月1日から福祉バスにつきましては町営バスと、こういう形で誰でも乗っていただけると、こういう形になっていこうというふうに思っております。そういった関係もありますし、そして、さらなる利用促進に係る情報提供の予算をお願いしております。

①はバス停のサインの設置ということで47万8,000円、2番目、啓発グッズの製作ということで62万5,000円、それからバスの表示の張りかえ、バスの時刻表とかそういったもので3万7,000円、合計これが114万円を計上させていただいているところでございます。なお、この財源につきましては交付金の見込みということに考えているところでございます。

それから、横表の3番目に戻らせていただきます。

これにつきましても、同じく建設環境、コミュニティバス運行支援事業費ということで58万2,000円を計上させていただいております。これにつきましても、先ほどの主要事項調書の1ページになるんですけども、これは黒い四角の上のほうのところに書いてあります。予算額のところには掲載していないんですけども、ここの中の表のところで予算額の右のほうですけども、6月補正58万2,000円というところを書いております、この金額になります。

具体的にどんなことかといいますと、これは福祉バスとコミュニティバス、両方バス区分を書いておるんですけども、福祉バスにつきましては先ほど言いましたように8月1日から町営バスとして誰でも乗っていただける、あわせましてコミュニティバスにつきましては、この表の下の方に書いているんですけども、地元負担3分の1、町負担3分の2と、こういった負担区分にしておりますけれども、福祉バスが町営バスということで誰でも乗れるということにしますので、コミュニティバスにつきましても、ここに書いていますように平日の8時35分から17時50分、福祉バス運行時間にあわせまして、この時間帯につきましては町営バスという形で誰でも乗っていただけるという形に変更していきたい、これも8月1日からというふうに考えております。その関係で、この部分の費用、いわゆる地元負担3分の1につきましては、今回この補正額58万2,000円で宛てがうというような形の補正予算のお願いの内容になっているところでございます。

それでは、戻っていただきまして、横表の4番です。

4番、5番、6番につきましては、当初予算のときにおきましては国の内示額がまだ確定しておりませんでしたので、今回、国の内示額が確定いたしまして、それにあわせまして同額の補正予算をお願いするところでございます。

まず、4番目の地籍調査事業費です。これにつきましては、当初10万円であったんですけども、100万円の内示等の増額がありましたので110万円に増額をして、地籍調査の増分、立川のほうにおける追加の分になるんですけども、これの調査を増額して実施していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

5番目です。道路施設長寿命化修繕事業、これにつきましては、当初5,007万5,000円としていたところでございますけれども、今回2,000万の増額の内示がございましたので、合わせまして7,007万5,000円ということでお願いしたいところでございます。

この中身につきましては橋梁点検事業なんです。これにつきましては、当初

2, 000万で残の橋梁点検が約118橋残っていたんですけれども、それにつきまして、追加の2, 000万を計上することによって全ての橋梁点検を終えていこうというふうに考えているところでございます。なお、28年度につきましてもやっておりますけれども、それにつきましては51橋までできているところでございます。

そんな状況で、おおむねその倍強、今回の補正を合わせまして調査については完了させていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。なお、引き続きまして、修繕等必要なものについては速やかに対応していきたいとも思っております。

次、6番目です。宇治田原山手線の事業費でございます。

これは、当初3, 001万2, 000円だったのが、6, 686万円の補正ということをお願いしております、9, 687万2, 000円という補正後の金額になります。この具体的な中身につきましては主要事項調書のめくっていただきまして2ページにありますので、よろしくお願いいたします。

この中身につきましては、ここの表の中に書いておりますように工事です。今現在、工事ということで、29年度から30年度にわたって工事をNEXCOに委託をお願いしているところでございますけれども、今回の補正額と合わせまして工事の増額といえますか、促進を図っていききたいと、こんなふうに考えているところでございます。主に土工工事等になるというふうに考えているところでございます。

以上が補正予算にかかわる説明でございます。

それでは、引き続きでよろしいでしょうか。

○委員長（松本健治） はい。

○副町長（田中雅和） そしたら、議案第32号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するというところでございます。

これにつきましては、申しわけないんですけど、その次に置かせてもらっていると思えますけれども、概要ということで、1枚物の資料でございますけれども、これに基づいて説明させていただきます。

概要に書いておりますように、町職員の育児休業の条例の一部改正でございまして、中身につきましては、具体的には3番目に書いております。一つのことなんですけれども、これは文言修正ということで、児童福祉法の改正等によりまして、改正内容の2行目の一番後ろに書いてありますけれども、養子縁組、里親と、こういった文言で整理をしていくということで、文言の整理が1点ございます。

それから、3番目の黒ポツの下のほうですけれども、育児休業云々と書いてあります

ように「育児休業及び延長に係り条例で定める特別な事情に、保育所における保育の実施が行われないこと」、こういう場合におきましては、育児休業の職員が育児休業をとるのに2回目の延長のときにこういった保育の事情が起こらないというふうなことになった場合につきましてはさらに育児休業がとれる、こんな内容の条例の改正でございます。施行期日につきましては公布の日から施行ということでございます。

では、その次につきまして、第33号に移らせていただきます。

第33号につきましては、宇治田原町の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、申しわけないんですけれども、その次につけております概要版で説明をさせていただきます。

概要版のほうに書いておりますように、これにつきましては、職員の扶養手当の改正等が29年4月1日から行われております。これにあわせた内容でございます。具体的に職員のほうの変わっておりますのは、配偶者につきましては扶養手当が減額になり、子どもにつきましては増額になっていると、こういうことにあわせまして、消防団員さんの補償基礎額の加算額、これの計算等におきます金額につきまして変更するという事で、改定後の加算額を①番から⑥番に書いております。この金額でございます。配偶者につきましては333円でございます。これは、従前でありますと433円でございますので100円の減額という、配偶者の方についてはあわせて減額になったというところでございます。②番目の子どもさん、これにつきましては、従来は217円だったのをここに書いておりますように267円ということで、50円のアップということでございます。それから、③番から⑥番につきましては、職員等については該当しませんので現状のままということで、217円は現状のまま、金額の変更はございません。以上の内容が第33号にかかわる説明でございます。

次に移らせていただきます。

議案第34号についての説明をさせていただきます。

議案第34号、これにつきましても、申しわけないんですけれども概要版のほうでお願いいたします。

町税条例の改正なんですけれども、一番上に書いておりますように、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律と、こういう一つの法律の名前になっているんですけれども、この法律が変わりまして、今回、住民税に係る改正ということの条例改正を行おうとしているものでございます。

ここの1番の改正の内容の背景というふうに書いておりますけれども、これが具体的な内容でございます。現在のところ、奥さんと言ったらちょっと語弊があるんですけども、いわゆる配偶者の方の所得によりまして配偶者特別控除の控除額が決まっております。

それは具体的にどうかといいますと、改正前を見ていただきますと、給与収入110万円、これは所得金額でいきますと45万円ですけれども、配偶者の方がこの金額であれば控除額は33万円になっております。それから、下のほうへ移っていきますと、給与収入141万円、所得金額76万円になりますと配偶者特別控除はゼロということで、階段式に減っていくわけですけれども、配偶者の所得につきまして、改正後を見ていただきますと、給与収入155万円まで、少し多目に働かれたとしても配偶者特別控除は33万円、目いっぱい受けられますよというふうに金額の増額になっております。あわせまして、ゼロになるのが給与収入が141万円から201万円になるということでございます。こういった金額に配偶者の方がなられますと本人さんの配偶者特別控除がゼロになると、こういったことで改正ということでございます。

これにつきましては、施行日を見ていただきますと一番下に書いておりますように31年1月ですから、2年後からこれに対応するということでございます。

ちなみに、先ほど言いました給与収入155万円というのはどこから来ているかといいますと、これにつきましては、配偶者の方が1日時間給1,000円ということで6時間働いて週5日働かれる、これを1年間にすると144万円になるというふうな形で、この方につきましては配偶者控除が目いっぱい受けられるというふうな形の金額でございます。これが改正の主な1点でございます。

もう一つ改正内容がございます。

表の下の「また」以下に書いておりますけれども、これにつきましては、本人さんの所得が高い方、この方につきましては先ほど言いました配偶者特別控除を新たに所得制限を設けましょうということで、配偶者控除をそのまま受けられませんよということの改正が今回新たに設けられました。その中身につきましては、下に黒ボツを3つ書いておりますけれども、本人さんの合計所得金額が900万円から950万円、給与収入にすると1,120万円から1,170万円、この方につきましては先ほどの配偶者特別控除の金額を3分の2にすると。その次の段階の方につきましては3分の1にする。それから1,000万円、給与収入1,220万円を超える方につきましては配偶者特別控除は受けられませんよと、給与の高い方については配偶者特別控除は受けられません

と、そういう内容でございます。

それから、改正内容の下から2行目に書いておりますけれども、文言修正がございまして、「控除対象配偶者」というのは「同一生計配偶者」と、こういうふうな名称に変わるということでございます。

次に移らせていただきます。

議案第35号です。第35号から全部で第48号までずっとあります。第35号だけ見ていただきますと、これはお名前を書かせていただきまして、生年月日、それから後ろをめぐっていただきますと提案理由、経歴、任期と、こういうふうに書かせていただいております。説明につきましては、第48号の下に1枚表をつけさせていただいております。これに基づきまして説明をさせていただきます。

1枚表がございまして、よろしく申し上げます。

今回、農業委員さんにつきましては、法の改正もございまして議会の人事案件として承認いただくということになっておりまして、14名の方を条例も含めまして規定されまして、今回任命していただくということになっております。今回14名いただきましたものにつきましては、基本的な考え方は、復習になりますけれども公募または推薦と、どちらかによって名前を出していただくということになっております。

そして、制限されましたことがあと二つあるんですが、そのうちの一つは、非農家かつ中立の方を1人、14人の中でなっくださいよということになっております。それからもう一つ、いわゆる認定農家というのがございます。認定農家につきましては今回、半数以上の方は認定、ですから7名以上の方は認定農家でなくてはだめですよ、こういった条件がございます。そういった条件につきまして、今回、応募または推薦ということを受けました結果、全てこの14名の方で満足といいますか、条件に合っておりますので、この14名の方を今回議案として提出させていただいております。

ちなみに、1番の方、上田明男さんにつきましてはJAから推薦をいただきまして名前が挙がっておりますし、2番目の森田市治さんにつきましては商工会からの推薦がございます。ということで、名前の下に括弧書きが書いておりますけれども、このお二人の方が推薦ということなんです。そのほかの3番目から14番目の方につきましては全て応募ということをしていただきまして、今回、私どものほうで14名の方を選考させていただきまして、議案として提出させていただいたところでございます。以上でございます。

それから、その次、報告案件が3件ございます。

これにつきましては、一般会計、公共下水道特別会計、それから水道特別会計ということで、繰り越しの予算の枠を認めていただきました。めくっていただきますと、例えば報告第2号の中の1枚めくっていただきますと、ここに書いてありますように、金額と書いておられますのが補正枠でお願いした分でございます、実際、確定いたしました翌年度への繰越金額というのが、例えば一番上の新庁舎であれば1億500万円の枠の中で実質は1億358万4,000円ということで、確定したところでございます。若干少ないですけれども、こういった金額でそれぞれ報告をさせていただいたところでございます。

同じように、報告第3号につきましては特別会計でございますし、報告第4号につきましては水道会計ということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。いかがでしょうか。谷口副委員長、どうぞ。

○副委員長（谷口重和） 1点だけ、農業委員の年齢制限はなかったですか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 年齢制限はなかったと認識しております。

○委員長（松本健治） 他に。谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今に関連してなんですけれども、農業委員ということではなくて、町のほうが非常勤のそういう委員に任命される基準で年齢の制限、そのあたりはどういうふうにご考慮しておりますか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 町の内規としては、委員さんにおかれましては一定の年齢制限、たしか80歳とかだったと思うんですけれども、そういう内規としては持っております。それを年齢幾らまでという、そういった表に出たものではないんですけれども、内規としてはそういったものは持っておると思います。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 80歳というふうにお決めになっておられるということでよかったですか。

○委員長（松本健治） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 先ほど副町長が内規という形でご答弁させていただきましたが、指針といたしまして公開させていただいておるところでございます。以上でございます。

ます。

○委員長（松本健治） 内規じゃなく指針ということですね。谷口整委員。

○委員（谷口 整） もう1点、余り深く聞くとまた審査等にかかわりが出てくるかもしれませんが、補正予算で福祉バスが今度、8月から町営バスということに制度が改まるということでよかったですね。ついては、福祉バスは今まで平日のみの運行でしたね。これは、土日祝日運行していない何か理由があったんですか、参考までに。

○委員長（松本健治） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 私のほうから、以前担当させていただいていた者からご説明申し上げさせていただければと思うんです。

もともと福祉バスのスタートと申しますのが、高齢者ですとか障がいをお持ちの方、いわゆる交通弱者と言われる方々の例えば日常のお買い物、町内の真ん中にありますようなスーパーへお買い物されるとか病院へ行かれるために拠点となるバス停へ行かれると、そういうようなものを狙いとして、まずは平日から運行させていただいたところがございます。その後、休日等の運行も議会等からのご要望もいただいておりますが、これまでずっと平日の運行とさせていただいております。今回、外部のそういう公共交通の検討委員会等でもご議論いただく中、まずは今は一定条件が規制されておられる乗客の規制を撤廃して、どなたでも乗れるようにというご提言をいただいております。まずはそこからスタートしようというように現状なっております。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今までの経過なりわかりましたし、これについて、また改めて6月に質問させていただきます。以上です。

○委員長（松本健治） 他にございますでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 議案第34号なんですが、税条例の概要版の裏面の説明はなかったように思うんです。ちょっとご説明いただけませんか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） そしたら、裏面のほうなんですけれども、これは実は固定資産税にかかわる改正でございます。保育所、こういった居宅訪問型の家庭保育事業だとかそういったことをやられる場合における固定資産税の減額ということで、これにつきましては町内に該当するものがございませんということでございまして、十分な説明が抜けておりました。すみません。

それから、もう一つの改正ですけれども、大きくは改正内容の一番下のほうの二重丸のところにありますのが、都市緑地法に規定する緑地保全・緑地推進法人、これにつきましてもこういった特例措置で固定資産税の減額と、これにつきましても町内には該当がありませんので、そういったことで説明を省いたようなところでございます。大変申しわけございませんでした。以上です。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

○委員（今西久美子） はい。

○委員長（松本健治） 他に。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 公共交通の関係になりますが、検討委員会でそれも論議されてきて、方向性も出てきているように思うんですが、その中で、今回出ているこの内容については一部なのか、あるいはまた全体の構想の中のまとめの報告とあわせて全体が見える、要はどういうこととか、先ほど誰が乗ってもいいよという8月1日からの話とか、そういうのは小出しに出てくるのか、あるいはまた全体として公共交通はこういうふうにまとめましたと、これからこういうふうにスタートしますというアドバルーンをまず上げてもらうのも大事なかなと思うので、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 公共交通につきましては、今回実施させていただきます誰でもといますのは28年度の計画書とといいますか報告書の結果ということで、これはアンケートをとりまして、やはり誰でも乗れるようにしたほうがいいんじゃないのというようなご意見がありまして、子どもさんとかそういうふうな方、あるいは観光も含めまして、できるだけ乗れるように、まずは空気を運ぶんじゃないかと、そういうようなご意見もございまして、そういったアンケート等あるいは委員会の中での議論を踏まえまして、28年度の報告書とといいますか調査とといいますか、その結果を受けて今回誰でも乗れるということを実施していきたいというのが今回のものでございます。

今後、全体的な将来を見据えました、例えば具体的にですけれども、デマンド交通だとかこういった全体を含めまして、それから今回無料にしておりますけれども、こういったことも含めまして全体につきましては、引き続き29年度、具体的な調査の具体化とといいますか、そういった検討を進め、そしてその結果を受けて全般的な公共交通の見直しの実施を図っていきたいというので、今回は中間報告的なものの一部実施を進めたと、こういうことでございます。ご理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（松本健治） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 結構ですけれども、全体構想の中の一部だという、前倒しといえますか、いいところは先取りしてやるということだろうと思うんですが、やはり全体構想のまとめそのもの、公共交通そのものがどうなっていくやという関心もございまして、そこら辺がある程度見えてきて、そして具体的な内容も出てくるのかなというふうに思いますのでね。

ただ、今回こういうふうなことが出てきて、なおかつ今後の日程の中で、小出し小出しでいろんな改善事項が出てくる可能性もあるということでございますね。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 検討内容にもよりますけれども、基本的には29年度で一定の取りまとめをし、そしてそれを受けた形で今後は実施、それは、実際の実施の時期とかにつましても即30年とかにならないかもしれませんが、やはり今年度につまましては、将来の宇治田原町内における公共交通のあり方につまましては一定の整理をしてお示しできるように、そんなふうに努めていきたいと、こんなふうに思っております。以上です。

○委員長（松本健治） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 公共交通そのものも今後、宇治田原町は例えばシビックゾーンに庁舎が行くとか、こうなりますと大幅に運行経路とか運行内容も変わってくると思うんです。そういった部分では年度ごととか、あるいは……

○委員長（松本健治） 垣内委員、議会運営についての議論をこの場はやることになっていきます。したがって、そこまで入っていくとちょっといかがなものかなというふうに思いますので、場を変えてまたお願いをしたいというふうに思います。ちょっと途中で腰を折って申しわけないんですけど。

○委員（垣内秋弘） いやいや、いいですよ。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、以上で提出議案についての説明を終わりたいというふうに思います。

⑦でございますが、任命同意に係る所信聴取についてでございます。

申し合わせ事項であります選任同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無については、議会運営委員会において協議、決定することとなっております。状況に応じてということですが、今回の案件についてどのようにするか、お諮りをいたしたいと思ひ

ます。いかがでしょうか。どうぞ、谷口副委員長。

○副委員長（谷口重和）　今回は、聴取はなしでよいと思います。以上です。

○委員長（松本健治）　今、今回の件については所信聴取なしと、こういうことで意見が出ましたけれども、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治）　それでは、なしということでしたと思います。所信聴取の件はこれで終わりたいと思います。

それでは、⑧でございますが、議事日程第1号についてでございます。事務局からご説明をお願いします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘）　それでは、お手元に配付をさせていただいております平成29年第2回宇治田原町議会定例会議事日程第1号について説明をさせていただきます。平成29年6月8日木曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、4番馬場議員、8番藤本議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2の会期の決定でございますけれども、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認をいただきました6月8日から6月22日までの15日間とさせていただきたく思っております。

次の日程第3、諸報告でございますけれども、陳情1件と要望1件がございます。これにつきましては後ほどご協議をいただければというふうに思っております。

日程第3の後、町長から開会のご挨拶等が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、日程第4から日程第6、報告第1号から第3号でございますけれども、一括提案という形で町長より一括の報告をいただく予定としております。報告案件になりますので、もう報告のみという形で対応したいというふうに考えております。

日程第7から日程第20、議案第35号から第48号までの農業委員会委員の任命の14件につきましても、一括提案を予定させていただいております。

なお、農業委員会の委員の任命についての14議案につきましては、本会議散会后、この委員会室におきまして全員協議会を開催し、詳細説明をいただく予定としております。質疑、討論、採決は最終日に予定をしております。

また、ちょっと別件になりますけれども、全員協議会において確認をさせていただきこととなりますけれども、最終日の採決の仕方についてです。全協で反対者が全くない

と認められるような場合は一括採決もあり得るというふうにされておりますので、議案第35号から第48号、農業委員会委員の任命につきましては、反対者が全くないと認められれば一括採決を行いたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、日程第21から日程第24の4議案につきましても一括提案をしていただきまして、付託前質疑を行いまして委員会への付託を予定しているところでございます。お手元、今の議事日程第1号の次にお配りをさせていただいておりますけれども、議案第32号から議案第34号の条例改正につきましては総務建設常任委員会へ、また、議案第31号の一般会計補正予算（第1号）につきましては予算特別委員会へ付託を予定しております。いずれにつきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えておりますので、よろしく願いいたします。

その後、日程第25、26でございしますが、請願が2件出ております。請願第1号、第2号、いずれもお手元にお配りをさせていただいている内容となっております。請願につきましては原則、所管の常任委員会に付託するということになっておりますけれども、この後、ご協議をいただければというふうに考えております。

また、その後につけさせていただいております意見書につきましては、この後、協議状況によりまして日程第27として上げさせていただきたく考えております。

議事日程第1号につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 今、局長から説明がありました。委員の皆さんから質疑を受けたというふうに思います。局長。

○議会事務局長（村山和弘） 付託等一覧（案）という形で出させていただいているんですけども、3つ目、予算特別委員会、補正予算特別委員会になっておりました。これ、「補正」というのを削除するのを忘れていました。申しわけございません。訂正でお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今出ていましたように、補正となっているのは予算特別委員会ということで訂正させていただきたいと思います。

ございますでしょうか。どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 請願は所管の常任委員会に付託するということですが、今回いずれも新庁舎に係る請願です。新庁舎の特別委員会がございしますが、特別委員会に付託ということはないのでしょうか。

○委員長（松本健治） 今は、この内容を申し上げましたように、そうではございませんので総務建設のほうで対応しようということを考えております。今西委員。

○委員（今西久美子） わかるんですけども、せっかく新庁舎特別委員会もごさいますので、特別委員会に請願を付託することはできないということですか。

○委員長（松本健治） 事務局。

○議会事務局長（村山和弘） お持ちやと思いますけれども、先ほども申し上げましたけれども、常任委員会または議会運営委員会に付託するのが原則であるとするというふうに記載しています。ただし書きとして、例外として、会議の議題とした上で常任委員会の所管に係るものは議会の議決で特別委員会に付託することができると、例外として議決すればできるよというふうに記載されていますけれども、基本的には請願が出てきた場合は常任委員会へ付託すると。その所管する常任委員会がなければ議会運営委員会に付託するという事も考えられますけれども、基本的には、私も庁舎のことなんでいろいろ考えましたけれども、原則どおりでいくと常任委員会へ付託するのが通常かなという判断をしています。

○委員長（松本健治） そのように判断します。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、日程第1号について終わりたいと思います。

では、⑨請願等につきまして、請願2件、意見書1件、陳情1件、要望1件の受け付けをしております。

まず、請願でございます。宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書でございます。

今西議員、山本議員が紹介者となって、今西利行氏外6名より提出されました。

現建設予定地について再検討してくださいというのが1点、それから建設地については広く住民の声を聞くために、地区ごとに丁寧な説明会を開いてくださいという2点でございます。

この請願について何か質疑ございますでしょうか。どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） その他でちょっとこのことで聞きたいんですけども、それでもよろしいですか。

○委員長（松本健治） その他。

○委員（谷口 整） その他で、ちょっと中身の話にもなるんですけども、これに関連して。

○委員長（松本健治） いいですよ。

どうですか、この件よろしいですか。

それでは、ほかに何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、ちょっと一部ございましたけれども、請願については原則所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するということになっておりますが、具体的にどのように対応するかということでご検討を願いたいと思います。

総務建設常任委員会に付託するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、異議なしということで、総務建設常任委員会に付託するということにしたいと思います。

次に、新庁舎の早期実現を求める請願書でございます。

浅田議員、藤本議員が紹介者となって、森田市治氏外1名より提出されました。

一つとして、住民のよりどころとなる役場庁舎の危機管理面での不安を払拭するため早期の新庁舎整備を求めます、もう一つは、私たち住民にとってシンボルの新庁舎整備は喫緊の課題であり、町が示す方針どおりの整備を求めますという2点でございます。

この請願について何かございますでしょうか。谷口副委員長。

○副委員長(谷口重和) もうこれも総務建設常任委員会に付託してやったらいいと思います。以上です。

○委員長(松本健治) 今、意見が出ましたけれども、総務建設常任委員会へ付託ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、総務建設常任委員会に付託ということといたします。

次に、意見書でございます。

お手元に配付いたしております「テロ等準備罪(共謀罪)」の撤回を求める意見書(案)につきまして、提出者に来ていただいておりますので、趣旨説明をお願いし、どのような取り扱いにするのか決定をしていきたいというふうに思います。

それでは、山本議員、どうぞ。

○議員(山本 精) 改めて、おはようございます。このような場に出させていただきます、ありがとうございます。

最初に、すみません、ちょっと文字で間違いがあるので訂正をお願いします。「記」の後ろのところなんですけど、「テロ等組織犯罪」と見出しがなっているんですけども、「組織犯罪」を消してください。

(「どこですか」と呼ぶ者あり)

○議員(山本 精) 一番最後、1のところですか。そこだけです。

(「もう一回あんばい説明してください」と呼ぶ者あり)

○議員(山本 精) 「テロ等組織犯罪準備罪」という見出しになっているんですが、「組織犯罪」を削除してください。

○委員長(松本健治) かがみの内容どおりということですね。

○議員(山本 精) はい、そうです。

○委員長(松本健治) 「犯罪」というのを抹消するということですね。どうぞ。

○議員(山本 精) 読み上げてでいいですか。

政府は「テロ等対策」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただで犯罪と見なす「テロ等準備罪(共謀罪)」法案を5月23日衆議院で強行採決によって通過させた。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法である。政府は一般人は関係ない、内心を処罰するものでないと繰り返すが、法案に歯どめがないことは、国会の論戦で明らかとなった。既に今までも環境保護などを訴える市民まで不当に調査、監視している警察が、共謀罪によってさらに捜査権限を有することで、国民監視社会への道が加速する危険があることは明白であると。そのため「共謀罪」は……。

○委員長(松本健治) ちょっと途中でですが、失礼します。

意見書の内容でこういうご説明をいただくときに、議員必携で我々はいただいているんですが、朗読をもってかえるというよりも実際、この中身の内容の考えておられることをご説明いただくというのが趣旨できょうお越しいただいていますので、単に読み上げて説明にかえるというのはちょっとどうかなという、そういう内容になってございます。その中からかいつまんでご紹介いただいて質疑にしたいというふうに思います。

○議員(山本 精) わかりました。

そういうようなことで、今まで政府答弁でも、組織的犯罪集団が幅の広い概念であるのに対して、一般の団体がどのような状態になればということで、組織犯罪が一変したというようなニュアンスが不透明であるとか、また、一般の市民も対象にならないと、難しいと、ならないというよりなりかねないということで、一般の市民も対象になり得るというようなことや、捜査機関が恣意的にそういうようなことを組織犯罪集団だとみなして監視とかを強めるというようなことが行われてきている。

それと同時に、今話をされているのは、共謀罪ということであれば1人じゃなくて

2人以上ということになると思うんですけども、それが2人以上という形で同意ということになれば、2人集まってなくてもメールとか電話とかそういうふうな内容を傍受することもできる、していくようなことになる。

そういう点で、組織犯罪、共謀罪の創設ですけども、憲法を保障する、内心の自由を侵害する可能性が極めて強いということと、先日ですか、国連のほうからこういうテロ等準備罪に問題があるというような意見書も出てきているということで、そういう点で言うても、強引にこういうふうなことを進めるというのは問題があるんじゃないかなということで、撤回審議を求めているとお願いしたいというふうに思います。

○委員長（松本健治） 以上ですか。

今、山本議員から提出者ということでご説明をいただきましたけれども、皆さん方の中でご意見ございますでしょうか。どうぞ、谷口整委員。

○委員（谷口 整） ちょっと私も勉強不足で、間違っって質問するかもしれませんが、テロ等準備罪という言い方をされていますけれども、これ共謀罪というのはもう公で使われていますか。

○委員長（松本健治） 山本議員。

○議員（山本 精） 公でというか、国会の中でもそういうふうな言葉で使われていて、中身的に共謀する内容でという形で出てくると思うので、共謀罪というふうに使われているというふうに認識していますけれども。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） たしか、もともとは共謀罪という言い方をされていたのが何か途中からテロ等準備罪に変えられたような経過があったように思うんですけども、確かに反対される方が一方的に共謀罪という使われ方をするのは、それは街宣活動なりされるのは自由かと思うんですけども、公の、今、国が衆議院を通った法律の正式な名前なり略称なりで共謀罪という言葉が使われているんやったらそれはそれでいいのかなと思うんですけども、ちょっとそこところは確認してもらいたいというのが1点あります。

といいますのは、よく戦争法案という言い方をされている政党があるんですよ。あれは、戦争法案というような法律はあらへんし、正式にはちょっと今出てきませんが、略称では安保関連法案というのが公に使われていますし、やはり議会の場で、公式の場でそういう戦争法案という言い方なり、共謀罪は今ちょっと私の勉強不足で、そこは調べていただかないかんですけれども、それを公に使われることについて非常に違和感が

あるというか、ちょっとおかしいなど。

ただ、自分たちの思いを街宣活動なり機関紙に載せてやられるのは、これは自由ですけども、今言いましたように公の場ということで、そこは正式な名前を使っていただきたいなというのが一つ。

あと、これいろいろ書いておられます。確かに恣意的な判断により一般市民も処罰対象云々というようなことも書かれていますけれども、この間の国会の答弁を聞いてみますと、処罰は限定的で、捜査機関が恣意的な運用はしない、できないというのをはっきり言われているんですよ。それともう一つ、今、東京オリンピックを3年先に控えて、いろんなテロ対策、確かにこれは喫緊の課題やと思うんですが、そんな中で幾つかの国際的な条約が締結は確かにされていますけれども、国際組織犯罪防止条約、これはたしかまだ日本政府は締結してへんかったと思うんです。それに当然締結して行ってテロ対策をやっていないかん。まして先ほど申しました大きな国際イベントがある中で、そのことについては十分、国のほうでそれなりに国会議員が衆議院、参議院おられてやられている中で、地方の議会が私は言うなとは言いませんが、そういう意見もあってもいいと思うんですけれども、ちょっとこれどうなんやろうなという疑問は思います。

今申し上げました恣意的な運用をしないというふうに国も言うている、また、先ほどの国際組織犯罪防止条約、ここの関連についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（松本健治） 山本議員。

○議員（山本 精） 先ほど言われた恣意的なということであれば、ここのところにも書いているんですけれども、去年の参議院選挙前に大分で、警察が勝手に労働組合の事務所があるようなそういう建物を監視して録音していると。何回もやっていたかわかりませんが、そういうことを日常的に現在でもやっているということであるわけですから、それがテロ防止、こういうふうな形で出たとしても、そういうことをやらないという保証は何もないということが一つ言えるんです。先ほど言われましたけれども、やらないと言うていてもそういうことをやっているわけですから、実際にね。

そのことと、国際条約の問題ですけれども、国際組織犯罪防止条約の作成過程の中で、先ほども言うたけれども、テロリズムは本条約の対象とすべきでない、日本政府もそういうふうに主張していたわけですよ。テロは、そういう点で言えば本条約がテロ防止の条約でないことが、その場所でもうそういうふうに言うていたんだから、そういうことを持ってきて組織防止条約に入るためにテロ等準備罪が必要やという論議が、国会の中でもずっと話をされていると思うんですけれども、これ、ずれていると思うんですよ。

だから、そういう点ではその辺はちょっとおかしい違うかなということと、ただ、地方議会でというふうにさっき言われましたけれども、そやけど実際、その対象とされる人は、ないといえはないと思うんですけども、やっぱりいろんな方がいて、今までいろんな形でいろんなデモとかに行っている人たちがそういうふうな監視の対象となったというのはいろいろありますので、市民一般こういうふうなところでもそういうことが起こり得る可能性というのはもちろんなしということではないということ、住民の命、そういうふうないろんな思想信条の問題とかを守る立場として地方議会でこういう意見書を出すというのは、別に問題ないというふうに考えています。

○委員長（松本健治） 一応、ご説明もいただいたんですけども、正直なところ、私もこういうことについての事前学習もちょっと不十分かもしれませんので、言っていることがよく理解できない部分が正直言うてございまして、もう少し我々も議員も含めて、全てじゃないんでしょうけれども、もちろんお出しいただいた内容についてちょっと精査をやったりしたいなというふうに思います。今のご説明していただいた内容も、ややわかりにくいところが正直言うてあるなというふうに感じております。

ほかにございますか。谷口委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） これは全協で改めて協議の場を持っていただくんですね。

○委員長（松本健治） はい。

○委員（谷口 整） 続きはそこでまた話をさせていただきますけれども、ただ、地方議会がこれを上げたらあかんとは私、一言も言うていないんですよ、このことをね。そういうことで、また全協の場で改めて精査します。

○委員長（松本健治） それでは、今やりとりございましたけれども、この意見書の取り扱いにつきましては、8日開会日に提出議案の提出理由の説明をいただき、また本会議散会后、全員協議会終了後に議員協議会を開催しまして、各議員に対して詳細説明を求めらる中で質疑を行いたいと思います。

なお、意見書に対する採決につきましては、先ほど申し上げましたように、そういうことでもう少し各議員も含めて学習も深めまして、その内容について判断をできるようにしたいということから、22日の再開日、閉会日に意見書に対する質疑、討論、採決という運びで進めたいと思っております。その点、よろしくお願い申し上げたいと思います。どうぞ、今西委員。

○委員（今西久美子） 今の意見書の内容について精査をしたいと、それぞれの議員も学習をしていくというお話がありましたけれども、それはもう個々人に任ずということに

なるんですか。個々人がそれぞれこの意見書の中身について自分で勉強してきなさいと、その上で判断をきなさいと、そういうことですか。

○委員長（松本健治） おっしゃっている意味はあれですか。

○委員（今西久美子） そういうことですね。

○委員長（松本健治） それはそうです。一緒に学習するという意味じゃなく。

○委員（今西久美子） そんなことは思いません。それを8日の議員協議会でお伝えするということですね。それで22日に臨むということですね。

○委員長（松本健治） はい、そうです。確認できていませんでした。以外の方、よろしいですか、こういう日程で。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） じゃ、先ほど申し上げましたけれども、22日の再開日、閉会日に意見書に対する質疑、討論、採決という形で運びたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、陳情書でございますが、平成29年度「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情でございます。

参考までに、久御山町、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村におきましては3月の定例会で議場配付されたところでございます。それと、こちらへいただいたこの陳情書は、前回の3月の定例会に間に合わなかったということで、ずれ込んでいるという理解をしていただきたいというふうに思います。

次、要望書でございます。非核・平和施策に関する要望書でございます。

毎年提出されているものであります。議場配付としております。どのように対応すればよいのか、ご検討いただきたいと思ひます。どうぞ、垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 議場配付でいいと思ひます。

○委員長（松本健治） 今まで大体そういう対応ということでございます。8日議場配付でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、議場配付をいたしたいと思ひます。

⑩でございますが、行政諸報告につきましてでございます。いかがでしょう。久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 行政諸報告でございますが、8日の散会後の全協につきまして

では、先ほど来お願いをしておりました農業委員会の人事案件をお開き願うという形でお願いをさせていただきたいと思います。

それと、最終日の22日の閉会後の全協につきましては、いつも報告させていただいております1,000万円以上の契約の案件につきましてご報告を予定させていただいております。以上です。

○委員長（松本健治） それでは、行政の諸報告につきましては22日の最終日の全協で報告を具体的にはさせていただきます。

⑪でございます。その他、一般質問の受け付けは明日、31日午前8時半から5日、月曜日でございますが、午後5時ということになってございます。抽せんにつきましては5日午前9時に行いたいというふうに思います。これは従前の会議で確認をさせていただいている内容でございます。

また、今後の予定でございますけれども、6月8日木曜日、本会議散会后、全員協議会、議員の協議会ということで、最初にお配りをしています定例会の日程の中には入れていないですね。そこに付け加えるということで、議員協議会も開催を予定しております。

また、6月21日水曜日、午前10時から議会運営委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、閉会後の全員協議会でございますが、その後、広報編集委員会が予定をされております。

以上、定例会についてはこれで終了したいと思います。

次に、日程第2のその他でございますが。谷口整委員、どうぞ。

○委員（谷口 整） 先ほどちょっと言いかけて、その他のほうがいいかなと思ったんで取り消しましたが、今回、庁舎をめぐる請願が2つ出ていると。一つは建設位置の見直し、住民の声を聞いてという内容やったと思います。もう一つは逆に今の現計画を推進してほしいという2つの相反する請願が出ているわけですが、先般、庁舎を考える会のメンバーが土日にかけて各議員に公開質問を持って回られていました。そのことは別にその組織の運動の中でやられるのはいいと思うんですが、私とこは多分、日曜日の夕方やったから最後やったのかなと思いますけれども、来られたときに2つの請願、あなたたちとは逆の推進の請願が出ているのを知っているのかということをお聞きしましたらご存じじゃなかった。そんな中で質問をいろいろ持って回られていた。これ、タイミング的にどうなんやろうかと私は素朴な疑問があったんです。

と申しますのは、その質問の中身は、庁舎を考える会のメンバーでやられているんで見直しに向けてのそういうニュアンスの質問の項目ですね、どちらかという。今申しましたように、また別の推進をしてくださいというお願いが出ている中で、その両方の質問の説明も聞いていない中で一方的にどちらかという見直しに近いニュアンスの質問に答えるということについては、今後の審査、審議に私は影響が出るというか、そんな思いで、これについては回答はできませんよということをお答えさせていただきました、その場で。

そのときに、それやったらそういう内容で答えてくれはったらよろしいんやということとあわせて、その回答を考える会の機関紙に載せさせてもらいますということでしたけれども、現実問題、私そこはその機関紙は1回も入っていません。そんな中でそれに載せますと言われたって、一体どれだけの範囲で配られているものなのか、それこそ先ほどのやりとりじゃないですけども、恣意的に機関紙を配られて、違うことの公益の材料に使われているという懸念もあるので、この扱いについては非常に慎重にせないかんとは思いますが、その考える会のメンバーにお二人の議員が名を連ねておられますので、このタイミングで、またなおかつこの間、各議員はそれぞれ自分の考え方をきちっと議会の場等で示しているにもかかわらず、あえて公開質問という形で質問すること自体を考えておられることがよくわからない。このことも申し添えました。

態度がはっきりされていない議員にあんたどうなんですかというのは質問だと思うんですが、ある程度の態度も示している、まして今回の推進の紹介議員に二人の議員が名を連ねているわけです、その請願に。そんな人たちが、恐らく請願と質問は別物やという割り切った考え方があるかもしれませんが、それをもって質問されることの意図がよくわからないということで、非常にこの扱いについては私は苦慮しているんです。

ただ、議運の中で話をするのがいいのかわかりませんでしたので、あえてその他のところで発言させてもらおうと言うたんですけれども、たまたまその考える会のメンバーのお二人の議員がおられるので、ちょうどいい機会かなということで、このことを意見というか質問というか、申し上げたんですが、お答えしてもらってもいいですか、委員長。

○委員長（松本健治）　ちょっとお待ちください。

今、この内容とは別件で出てきたんですけれども、この場は本来、議会運営について検討する場ということですから、一方では非常に苦慮するような話だというふうに思います。

私は、今そういうことが一つの提起をされたということでお聞きはしたいと思うんですけども、その場合、ここでそのやりとりをすることがどうかということからすると、ちょっと適さないんじゃないかなというふうに思いますので、今ご指摘いただいたことについては、きょうたまたまいらっしゃいますので、ちょっと頭に入れておいてほしいなというふうに思うんです。

○委員（谷口 整） ただ、請願の中身というか請願の今後の審査、そこで答えを出していくわけですね、どちらかに。賛成か反対か態度を示していく中で、やっぱり事前にそれに近い態度を示すことはどうなんだろうということで、議会運営にもかかわるかなという思いで、あえてこの場で言わせてもらったんです。

○委員長（松本健治） 以外の方、どうでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 別に答えるということではないんですが、私も一議員として新庁舎を考える会から公開質問状をいただいております。私も回答する予定をしているんですが、質問項目を見ていますと、特に見直しに向けての質問というふうにはとっていないんです。あなたはどう思いますかというのがまず最初にあって、そう思う理由は何ですかというのが次にあったと思うんです。そこは、これまで議会等で発言されてきた中身、また現在考えておられる中身、その後には住民からどんな声を聞いてはりますかというような質問もあったかと思うんですけども、それを率直に書いていただければ私はいいのかなというふうに思っているんです。特に見直しのための質問ではなかったというふうに思います。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） それは私も冒頭断りながら話をしたと思うんですが、その趣旨に近い内容という、そういう感じで申したわけで、請願のそのことがどうのこうのと言うたつもりはありません。

ただ、そこで自分の考えを書くとすれば、もう既に、例えば私の場合でしたら今回の見直しの請願、これについて私は否としますと言うている中身につながっていくんですよ。だからそのところは、二つの相反する請願が出ている中で事前にその請願の説明なり、きっちりした審査をする前に自分の態度を先に明らかにすること——ではないと言われるかもしれませんが、態度に近いことを明らかにすることがいかなものかと。それはちょっと、だからタイミングが悪いなと言うたのもそれもありますし、そのところはちょっと私はそういうふうに思うということを上げているわけで、恐らく、お二方は別として、ほかの議員さんもこれの対応に苦慮されているんじゃないかなとい

うふうに推察しますけれども、これは私の意見なんです。

○委員長（松本健治） 他に何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） ちょっと申し上げましたように、谷口整委員が言われている単にそのことだけじゃなくて、今後やっていく中において影響を及ぼす可能性のある内容をこの時点でやるのはいかなものかというようなことだというふうに思うんです。

これについて、私も細かい部分でコメントは控えたいというふうに思うんですが、非常にそれは同感な部分も正直言ってございます。そういうふうに思いましたけれども、議運について、全体的な流れの中からその項目についてこれ以上論議はちょっと控えたいというふうに思います。

ほかにその他の項でございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、これをもちまして第2回定例会の議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。これで閉会させていただきます。

閉 会 午前11時20分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治